

陸前高田市立博物館運営方針

令和4年10月

陸前高田市教育委員会

1 はじめに

陸前高田市立博物館（以下「博物館」という。）は、昭和 34 年 1 月に、東北地方第 1 号の公立登録博物館として旧気仙町役場庁舎の一部を改修して開館した。開館後は、本市の自然・歴史・文化に関する資料を収蔵、展示する総合博物館としての役割を半世紀以上にわたって担ってきた。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により施設は全壊し、資料も壊滅的な被害を受けた。被災した資料については、岩手県立博物館など全国の専門機関の協力を得て、博物館、海と貝のミュージアム、図書館、埋蔵文化財保管庫の文化財関連施設（以下「文化財関連施設」という。）の所蔵資料約 56 万点のうち約 46 万点を救出した。その後、救出した資料に対する安定化处理及び修理作業を今日まで継続している。

また、被災した博物館は、発災から約 10 年後の令和 3 年 7 月、同じく東日本大震災により壊滅的な被害を受けた海と貝のミュージアムと合築して新設した。

今後においては、総合博物館としての機能を果たすだけでなく、重要文化財等の展示公開が可能となる公開承認施設*認定を目指し、市民及び来館者に対し、これまで以上に幅広く、自然・歴史・文化を伝えることのできる博物館としての役割を果たしていく。

さらに、文化観光拠点施設として、地域の自然・歴史・文化を活かした日本遺産「みちのく GOLD 浪漫」や「三陸ジオパーク」等との連携のほかに、中心市街地の商業施設や東日本大震災津波伝承館、旧吉田家住宅主屋などの関連施設との連携や、名古屋市との交流をさらに深めるなど、その魅力を相互に発信していくとともに、交流人口の拡大や地域の活性化に寄与していくことも重要な使命である。

このようなことから、「陸前高田のたからもの」である豊かな自然・歴史・文化を震災の記憶とともに未来に伝える博物館とするため「陸前高田市立博物館運営方針」により博物館の運営を進めていくこととする。

*公開承認施設とは

博物館や美術館などが他機関から国宝・重要文化財を借用し、展示公開しようとする場合、文化庁長官の許可が必要とされている。なお、文化財の公開活用の観点から、文化財の公開に適した公開承認施設として、承認を受けた場合、公開後の届出でよいとされる。

この承認を受けた施設を「公開承認施設」という。

2 背景

1 東日本大震災発生前の状況

ア 博物館

博物館は、昭和 48 年に市民体育館、中央公民館、図書館、博物館を一带に整備する社会教育団地構想に基づき、昭和 54 年 3 月に新築移転し、同年 7 月に開館した。

本市の自然、考古、歴史、民俗、美術などを中心に約 23 万点の資料を収蔵し、自然、人文の各種教育普及事業、特別企画展の開催、調査研究、資料収集、保存活動を行ってきた。

イ 海と貝のミュージアム

海と貝のミュージアムは、平成 6 年に国内有数の貝の展示を中心とした博物館類似施設として開館した。

同館では、博物館が所蔵していた貝類標本約 4 万 8,000 点と日本最大のツチクジラ剥製を展示し、市民をはじめ来館者に対し、公開してきた。

また、同館は遊んで学べる施設として本市の観光、学習施設としての役割を担い、平成 16 年 12 月には、岩手県第 5 号の博物館相当施設として指定を受けた。

2 東日本大震災から 11 年間の取組

東日本大震災によって市内の文化財関連施設が壊滅的な被害を受け、展示、収蔵資料のほぼすべてが被災し、一部の資料が流失した。

被災した資料は、東京国立博物館、国立科学博物館、岩手県立博物館など全国の専門機関の協力を得て、震災後約 3 か月を経て所蔵資料約 56 万点のうち約 46 万点を救出した。

救出した資料は、市内で空き校舎となっていた旧生出小学校に移送し、安定化処理に向けて、応急処置を施した。

その後、全国の専門機関の協力を得ながら、除泥、除菌、脱脂、脱塩など資料の再生に向け、1 点 1 点地道な安定化処理を実施し、令和 3 年 3 月末で 46 万点中 30 万点が終了した。

これらの安定化処理は、国際的にも例のない津波被災資料の再生のためであり、現在も難易度の高い資料をはじめとして、試行錯誤を繰り返しながら方法論確立のための調査研究が行われている。

なお、確立された処理方法は、近年、全国的に発生している豪雨による土砂災害等で被災した資料の再生活動にも活用されるなど、全国の貴重な文化財の再生と保護の一翼を担っている。

3 基本理念

「陸前高田のたからもの」である豊かな自然・歴史・文化を震災の記憶とともに未来に伝え、市民に親しまれ、地域に根差した総合博物館を築いていくため、次のとおり基本理念を定めるものとする。

「陸前高田の豊かな自然・歴史・文化を、震災の記憶とともに未来へ伝え、地域に根差し、活力あるまちづくりを推進する総合博物館」

4 基本目標

基本理念の実現のため、次の5項目を基本目標として、取り組むこととする。

- 1 文化財保護の推進
- 2 生涯学習の推進
- 3 被災資料の再生
- 4 公開承認施設への取組
- 5 文化観光振興の推進

5 取組体系

基本理念

～本市の目指す博物館像～

「陸前高田の豊かな自然・歴史・文化を、震災の記憶とともに
未来へ伝え、地域に根差し、活力あるまちづくりを推進する総合博物館」

基 本 目 標

(1)文化財保護の推進



活 動 内 容 本 日 標

アイウ 資料の収集保存
展示公開の充実
調査研究の推進

(2)生涯学習の推進



アイウエ 学習機会の提供
学校教育との連携
レファレンスの充実
地域課題への対応

(3)被災資料の再生



アイウ 安定化処理・修理の実施
経過観察の実施
成果の公開

(4)公開承認施設への取組



アイウ 国宝・重要文化財等の展示公
適切な展示・収蔵環境の維持
学芸員のスキルアップ

(5)文化観光振興の推進



アイウ 博物館情報の発信
市内関連施設等との連携
名古屋市との連携

6 具体的な活動内容（基本目標実現に向けた取組）

(1) 文化財保護の推進

文化財を保護し、後世に伝えることは博物館の重要な役割の一つである。本市の自然・歴史・文化に関わる資料を収集し、展示公開することで文化財の価値と保護への理解促進に取り組む。

ア 資料の収集保存

◇ 収集

- (ア) 採集・寄贈・交換・購入等の方法により収集する。
- (イ) 自然・歴史・文化（考古、歴史、地質、動物、植物、天文等）に関する分野においては、本市に関連のあるものや調査研究に適した資料を収集する。
- (ウ) 市内に眠っている資料の掘り起こしに取り組むため、市民からの情報提供等の協力を得られる体制を構築する。

◇ 保存管理

- (ア) 新規に収集した資料は、旧生出小学校に一時保管し、クリーニング等を行い、燻蒸した後に各収蔵庫で保存管理する。
- (イ) 収蔵資料は、日常的な環境管理を行うことで有害生物被害を低減させる総合的有害生物管理（IPM¹）を行う。
- (ウ) 安定化処理を施した資料は、非常に脆弱な状態にあることから、適切な収蔵環境の維持と日常的な経過観察を徹底し、劣化防止に努める。
- (エ) 施設の防火、防災、防犯体制の確立に努める。

◇ 収蔵品のデータベース化

資料情報の記録と管理のため、収蔵資料の管理データベースを構築する。

◇ 燻蒸

燻蒸は、資料の安定的保存を目的に、2年を一周期として全館を対象に実施する。

イ 展示公開の充実

◇ 常設展

- (ア) 常設展は、昭和34年の開館以来半世紀を越えて蓄積・形成してきた収蔵資料を公開していく核となる展示であり、本市の風土・歴史・自然・くらしを総合的にわかりやすく紹介し、海とともに生きる人々の営みを中心に伝えることとする。
- (イ) 各展示テーマについては、分野を融合した総合展示に取り組むとともに、調査研究の成果についても随時公開することで内容の充実を

1 Integrated Pest Management：予防に重点をおいた総合的な有害生物の管理

図っていく。

- (ウ) 実物資料によるハンズオン²展示を行う。

◇ 特別展・企画展

- (ア) 常設展とは異なる視点で子どもから大人まで楽しめるよう、特色ある展示を行う。
- (イ) 企画展は、年2回、調査研究により得られた成果に基づき、自然分野、人文分野及びこれらを融合した内容とする。
- (ウ) 新たに収集した収蔵資料を公開する「新収蔵資料展」を行う。
- (エ) 日本遺産「みちのくGOLD浪漫」、「三陸ジオパーク」等との連携

に

より本市の自然・歴史・文化の魅力を伝える展示を行う。

- (オ) 友好館である名古屋市博物館とは、相互に所蔵する資料を活用した特別展を実施する。

ウ 調査研究の推進

- (ア) 本市の魅力を発信する博物館活動に必要な調査・研究に取り組む。
- (イ) 文化財基礎調査及び動植物分布調査等を実施する。
- (ウ) 県内外の博物館、大学、研究機関における被災資料再生のための技術研究に協力する。
- (エ) 調査研究の内容を常設展及び企画展で公開することで、その成果を発信するとともに、市民の自主的な学習活動にも活かす。

2 生涯学習の推進

生涯学習活動において、誰もが、自主的、かつ、楽しく学習できる環境を創出するとともに、生きがいや豊かな心を育む機会を提供する。

また、学校教育活動においても、本市の自然・歴史・文化等に関する資料を活用し、学校教育活動を補完する機能を高める。

ア 学習機会の提供

- (ア) 本市の自然・歴史・文化等の各種講座や観察会を子どもから大人まで誰もが楽しめる内容で実施する。
- (イ) 生涯学習活動の拠点施設として図書館・公民館等の社会教育施設での講座開催等への協力など、生涯学習の支援に努める。

イ 学校教育との連携

- (ア) 学芸員が博物館資料を持参し「出前授業」を実施する。
- (イ) 博物館内で学芸員が授業等を行う「博物館教室」を実施する。
- (ウ) 展示ケース、資料を学校に持参し、一定期間展示する「移動博物

館」

2 ハンズオン：展示物や展示装置に来館者が直接触れて体験学習できる仕組み

を実施する。

- (エ) 学校関係者等に対し、教育支援のために「博物館利用研修会」を実施する。

ウ レファレンスの充実

学芸員の専門的知識を活かし、市民の知的好奇心や疑問等に応えるとともに、生きがいや豊かな心を育む機会を創出する。

エ 地域課題への対応

- (ア) 住民自らが主体となって継承してきた伝統芸能活動など本市の特徴を広く未来へ伝える場を提供する。
- (イ) 地球温暖化やエネルギー問題など国内や地球規模で抱える課題を伝える場を提供する。
- (ロ) 東日本大震災をはじめ、歴史的に繰り返し被害を受けてきた津波災害について、伝える場を提供する。

また、津波発生時に適切な避難行動が取れるよう、日頃から心がけることや備えておかなければならないことについて伝える場を提供する。

3 被災資料の再生

被災資料の安定化処理・修理を継続し、その成果を発信する。また、今後予想される大規模災害発生時における文化財の保全に向けた技術の蓄積とその情報発信に取り組む。

ア 安定化処理・修理の実施

- (ア) 確立された技術を活かして被災資料の安定化処理・修理を実施する。
- (イ) 文化財レスキューにより構築された県内外の博物館、専門機関と連携することにより、処理の困難な被災資料の安定化処理技術を導入し、効率化を図る。

イ 経過観察の実施

安定化処理・修理の終了した資料の経過観察を行うことにより、異常の早期発見に務める。

ウ 成果の公開

- (ア) 安定化処理作業の技術を公開する。
- (イ) 文化財レスキューの成果について公開する。

(4) 公開承認施設への取組

国宝・重要文化財等の展示公開の機会を市民及び来館者に多く提供するため公開承認施設の認定を目指す。

ア 国宝・重要文化財等の展示公開

- (ア) 県・市町村指定等の文化財の展示公開を行う。
- (イ) 国宝、重要文化財を展示公開する特別展を行う。
- イ 適切な展示・収蔵環境の維持
 - (ア) 定期的な空気質の調査を実施し、適切な環境の維持に努める。
 - (イ) 年間を通じて、温度及び湿度を管理することにより適切な環境を維持する。
- ウ 学芸員のスキルアップ
 - (ア) 文化庁や岩手県立博物館等の専門機関と連携し、学芸員の専門的知識・技能の習得と資質の向上に努める。
 - (イ) 有事に備えた博物館資料の安全確保に向けた定期的な訓練を実施する。

(5) 文化観光振興の推進

博物館の本来の役割である社会教育施設としての機能に加え、文化観光拠点施設としての機能を充実させるとともに、中心市街地におけるにぎわいの創出と併せて交流人口の拡大に寄与する。

- ア 博物館情報の発信
 - (ア) 中心市街地の商業施設や公共施設等と一体となって、相互に魅力を発信する。
 - (イ) 博物館事業、展示案内、収蔵品の紹介など博物館の魅力を様々な媒体を活用し、広く発信する。
 - (ウ) 常設展、企画展の解説リーフレット・図録及び解説シート等は、展示資料の情報を誰もが理解しやすい内容に努める。
- イ 市内関連施設等との連携

東日本大震災津波伝承館、旧吉田家住宅主屋など市内関連施設等との連携を図る。
- ウ 名古屋市との連携
 - (ア) 平成 29 年に友好館協定を締結した名古屋市博物館との間においてそれぞれの歴史文化を発信することにより、市民の相互理解を深めるとともに、市民交流の推進を図る。
 - (イ) 平成 24 年に名古屋市教育委員会と締結した「絆協定」に基づき、名古屋市内の中学生が来訪した際、見学等の受入を積極的に推進する。